

木津川市行財政改革推進委員会 開催結果要旨

会 議 名	第 12 回木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	平成 22 年 10 月 17 日 (日) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 35 分	場 所	市役所 1 階 住民活動スペース
出 席 者	委 員 (出席 : ■) (欠席 : □)	■澤井委員 (会長)、□新川委員 (副会長) ■竹田委員、■山岡委員、■山口委員、■芳野委員 ■笠井委員、■清水委員、■杉本委員	
	そ の 他 出 席 者	代次総務部長、池尻財政課長、阿磨財政課主事 京都府立大学インターン 2 名 (坂下、中村) 大西保健福祉部長、藤田保健福祉部次長、吉田教育部次長、 (国保医療課) 市川課長、山上主事 (健康推進課) 北又課長、三宅係長、高橋主任 (子育て支援課) 福島課長、石井係長 (社会福祉課) 澤樹主任 (社会教育課) 太田課長、波多野主査	
	庶 務	中島室長、奥田係長	
傍 聴 者	19 人		
議 題	1 開会 2 会長あいさつ 3 会議記録署名委員の指名 4 議事 (1) 審議 ①事業仕分けについて 1) 福祉医療費 (子育て) 助成事業 2) 総合がん検診事業 3) 児童クラブ運営事業 4) 障害福祉手当支給事業 5) 山の家運営管理事業 (2) その他		

	5 閉会
会議結果要旨	<p>◇会議記録署名委員に「笠井委員」を選出した。</p> <p>◇次の5事業について、「事業仕分け」を実施した。</p> <p>①「福祉医療費（子育て）助成事業」 結果：多数決で「市実施（改善）」と決定した。</p> <p>②「総合がん検診事業」 結果：多数決で「市実施（改善）」と決定した。</p> <p>③「児童クラブ運営事業」 結果：多数決で「市実施（改善）」と決定した。</p> <p>④「障害福祉手当支給事業」 結果：多数決で「市実施（現行どおり）」と決定した。</p> <p>⑤「山の家運営管理事業」 結果：多数決で「市実施（改善）」と決定した。</p> <p>なお、各委員からの意見等は会議経過要旨のとおり。</p> <p>◇次回第13回委員会の開催日については、「平成23年5月中下旬あたり」で開催し、議題については「行財政改革行動計画（アクションプラン）の平成22年度末の進捗状況」とすることを確認した。</p>
会議経過要旨	<p>◎会長あいさつ</p> <p>本日の委員会は、市民の方々が参加しやすいよう日曜日に設定した。本日は、5事業を仕分けする。半日、よろしく願いますとのあいさつがあった。</p> <p>◎会議記録署名員の指名</p> <p>会長から会議記録署名委員に「笠井委員」が指名された。</p> <p>◎議事</p> <p>(1) 審議</p> <p>①事業仕分けについて</p> <p>木津川市行財政改革推進委員会の事業仕分け実施要領に基づき、次のとおり「事業仕分け」を実施した。</p> <p>なお、各委員から発言のあった質問、意見・提案は次のとおり。</p>

【「◇：質問」・「◆：意見・提案」・「⇒：説明または回答」を表す。】

1) 「福祉医療費（子育て）助成事業」

【事業説明】

資料1に基づき、国保医療課担当者から、事業説明を受けた。

【質疑・議論】

◇平成20年度から平成25年度までの受給者数が毎年伸びているにも拘らず、事業費の合計や1人あたりの医療費助成金額が減少している要因は何か。

⇒事業費は決算額の伸びにより推計している。受給者数についても実績の伸び率によって推計している。したがって、受給者数と事業費はクロスしていない。

◇この制度について京都府はどのような考えを持っているのか。また、今後、木津川市は京都府とどのように折衝していくのか。

⇒担当課長会議等で京都府へ補助金の増額を要望しているが、厳しい状況であるとの回答を得ている。近隣市町村では、少子化対策や過疎対策として独自制度を拡大している団体もあるが、木津川市としては、受給者の増加により、市単独で拡大する考えはない。

◇財政が厳しく、事業費が右肩上がりの中で、どのようにコストを下げしていくのか。福祉制度や障害者制度等について横断的に考えていかなければならないと思うが、具体策はあるのか。

⇒この制度は、平成11年の創設時から現在まで少子化対策事業として拡大してきている。現在、京都府では、現行の月額3千円控除を引き下げるのではなく、対象児童の拡大を検討していくと聞いている。今後も京都府と連携をし、京都府の制度の推移を見て市の制度を検討する。

◇通常、診療を受ける方と医療費の支払者が同一の場合には受けた医療の内容が適切であったかが分かると思うが、医療費の支払者が受益者でない市の場合には分からない。市は、適切な医療費の請求が行われているのか、適切な医療内容であったかを何らかの形で精査しているのか。

⇒市で適正かどうかをチェックできるのは、木津川市が事業主体となっている国民健康保険と後期高齢者医療保険となる。それ以外は会社等の事業所の保険でチ

チェックすることになる。平成 21 年度における医療費の件数内訳では、国保適用者が 12.1%で被用者保険適用者が 87.9%となっている。市は病院からの請求により支払っている。子育て医療費助成事業で医療費をチェックする仕組みはない。

◇医療費が適正かどうか市では分からないのか。

⇒チェックはそれぞれの保険者が行う。市は本人負担の一部を助成している。

◇保険制度と切り出してチェックできないのか。

⇒医療費は加入している保険者がチェックすることになっている。市の国民健康保険の場合の一次審査は京都府国保団体連合会がチェックを行い、その後、市でレセプト点検を実施している。このようにチェックされた医療費の中で、200円と2割の自己負担分の差額を助成している。

◇審査支払手数料はどこに対して支払っているものか。

⇒医療機関からの請求を取り纏めて各保険者に請求を代行していただいている分の手数料として、国民健康保険の場合は国保連合会、社会保険なら診療報酬支払基金に支払っている。

◇以前、福祉医療制度と他の制度との考え方を纏めていき、コストを下げていきたいという話であったが、具体的な内容はどのようなものか。

⇒他の部署にもまたがることから全てにお答えできないが、市の少子化対策としては、若い人達への経済的負担を軽減するため、この医療費助成制度を実施している。また、毎月約 50 人の新生児が誕生している状況の中で、待機児童解消のための保育所や児童クラブの建設、それに伴う学校の建設、子育て相談窓口になるつどいの広場の実施、病後児の保育の実施などを全体的なバランスを見ながら重要な子育て施策として進めている。

◇子育て No.1 として充実していきたいというのは分かるが、限られた財源の中でどのようにプライオリティを付けるのか。ニーズの低いもの落とし、高いものを上げるといったメリハリを付けて実施する必要がある。具体的な改善策を聞きたい。

⇒スクラップし、他の施策の財源としたものとしては、少子化と交通安全対策として実施していたチャイルドシート補助金を平成 21 年度に廃止した。また、高齢者対策で実施していた老人手当を廃止した。節目ドックについては全体により

いきわたるよう見直した。

◇市民からは、通院なら小学校6年生まで、入院なら中学校3年生までに拡大してほしいとのニーズが相当あると思う。費用としては約1億円増加すると聞かすが、他市が拡大していく中で、木津川市は追随しないとして良いのか。

⇒市議会の市長答弁では、京都府において制度拡充を検討中であることから、現時点では市単独で拡充する考えは持っていないというところである。

【評価・まとめ】

◆事務処理の効率化を更に上げ、ニーズの低いものは廃止するといったことを横断的に見ていくことが必要である。歳入が厳しいことから、メリハリを付けて改善をすべきである。

◎裁決の結果、多数決により4番「市実施（改善）」となった。

内訳は、「市実施（改善）」6名、「市実施（現行どおり）」1名であった。

2) 「総合がん検診事業」

【事業説明】

資料1に基づき、健康推進課担当者から、事業説明を受けた。

【質疑・議論】

◇府内の中では高い受診率となっており目的に合っているが、財政面においてコストをどのように考えていくのか。受入体制はどのようになっているか。

⇒対象者に個別通知していることからかなりの経費を使っているが、早期発見、早期治療に繋がることからこの方法で進めていきたい。この検診以外にも事業を抱えていることから現体制では厳しく、アルバイトや検診業者からスタッフの派遣も受けている。今後、財政面も含め検診のあり方を検討していきたい。

◇アクションプランの中でお金（自己負担）の方向性の話がない。個人負担が他市より安い部分を、上げる考えはないのか。

⇒自己負担金は、従来の医療費1割負担といった考え方を踏襲している。現在は3割負担となっており、見直しは検討課題である。

⇒事業費の1割負担を堅持していることで、受診率が高くなっており喜んでいる。国では全国的に受診率が低いということで、国費で女性特有のがん検診を始

めたが、国の決定が遅いことから市の実施時期と異なり効率が悪い。市の事業とどのようにリンクさせるか、また、限界にきている集団検診・セット検診をどう離していくかが課題でもあり、改善により財源確保に繋がるものである。

◇厚生労働省のがん対策推進基本計画が目指す受診率 50%との乖離を埋めるため、ハガキだけでなく、電話やメール等他の方法で受診率を上げる方策はないか。2015年問題からも受診率を高める必要がある。

⇒個人通知の他に、保健だよりや市広報紙・市ホームページでお知らせしている。但し、現状でもパンク状態であることから検診のあり方を考えていかなければならないと考えている。

◇受診率が50%になれば、どのような財政負担や問題が生じるのか。

⇒試算していないが、受診者が2倍になることから現在の1億円の費用が2億円程度になると思われる。女性特有のがん検診以外は国からの補助金はないが、交付税に算入されている。21日間のがん検診日数を延長すると他の業務に支障をきたすことになる。したがって、集団検診の他に個別医療機関での受診併用が有効な方法として考えられる。

◇受診率を増やすことにより、現行のサービス水準が維持できなければ本末転倒である。その対策を立てる必要がある。

⇒現在、集団で検診を実施しているが限界である。今後は分散せざるを得ない。両方の検討が必要であると考えている。

◇経費の削減が必要である。委託料や告知の方法等を検討し、経費を削減できないか。

⇒委託料については、府内では検診業者が同じことから基本的には同一単価となっている。準備経費については、広報だけの自治体もあるが、受診率が低いというのが現状である。受診率を低下させないため、現行の方法を継続したいと考えている。

◇受診されていない方へのアンケート調査は実施しているのか。

⇒実施していない。職場検診で受診されている方も多と思われる。

⇒1回受診した方が精密検査（医療機関）になられた方は、再度の申し込みがあっても精密検査になる可能性が高いので、医療機関で行っていただくといった事

象もある。そういった方を対象者から減ずる必要はある。

◆推測は可能だが、数値を把握し、分析できなければ、受診率向上の対策が立てられない。

◇6・7月であった検診実施時期が、昨年から4・5月に変更された理由は何か。受診率をアップさせる対策か。

⇒受診者が多くなり、委託業者の日数確保ができない。委託業者との調整によるものである。

【評価・まとめ】

◎裁決の結果、多数決により4番「市実施（改善）」となった。

内訳は、「市実施（改善）」5名、「市実施（民間委託）」1名で、「市実施（現行どおり）」1名あった。

3) 「児童クラブ運営事業」

【事業説明】

資料1に基づき、子育て支援課担当者から、事業説明を受けた。

【質疑・議論】

◇受入対象児童について、全国や府下の他団体と異なり小学校6年生までとしているのは何故か。所得税額による段階制の使用料設定や土曜日・夏季プランの上乗せ料金制度についての考え方はないか。

⇒児童福祉法では概ね10歳未満だが、国からは努力目標として年齢を引き上げて実施するよう通達があった。合併前の加茂町では6年生まで、木津町では4年生まで、山城町では3年生までを対象としていたが、合併協定により4年生までとされた。しかし、その後、保護者からの要望等により平成20年に条例改正し、6年生まで拡大した。木津川市の場合、開発に伴う若い世代の転入により地域に馴染みが薄い保護者が多く、また、近年、子どもが犠牲になる犯罪や事件も増加していることから、保護者の不安を解消するため、引き続き6年生まで実施したいと考えている。また、所得税による使用料設定は、1,000人近い子どもがいることから事務的負担が大きく、計算しやすいよう定額としている。1年を通じて実施していくといった観点から、使用料には土曜日・夏休みも含むと考えている。

◇民間児童クラブが、市内 20 の児童クラブの内、2クラブでは少なすぎる。事業費について、公設と民間の違いはあるのか。他市と比べて使用料が 4,000 円では低くないか。所得による段階制も考える必要があるのではないか。

⇒昨年までは全てが公立の児童クラブであった。今年はじめて民間の保育園に開設いただいた。使用料は公立も民間も 4,000 円である。運営費は、国が示す負担割合（国 1/6、府 1/6、市 1/6、保護者 1/2）とは異なり、国・府 1/3、市 1/3、保護者 1/3 となっている。使用料は他市町村と比較して検討中である。所得税額による保護者負担の決定は、システムの問題や転出入が多いことから困難である。

◇民間と公立の児童クラブの使用料や補助基準が異ならないのであれば、公立の保育園で出来ない理由とは何か。

⇒開発地区で待機児童が多くなってきていることから、補助金を出して民間保育園にお願いした。公立の児童クラブは、小学校の空き教室を利用しており、公立保育園での開設を検討したことはない。公立保育園でなく、小学校に隣接または近いといった地理的な面を考慮した民間の保育園での開設を進めていきたい。

◇コストが増えていく中で、全体的に抑制いただきたい。所得段階制は、他市の事例もあることから検討できないか。民間実施を進めるなら、予算面において下げることはいかぬか。

⇒財源確保の観点から、国の補助金が無くなる 70 人を超える児童クラブについて、平成 21 年度に国の補助(10/10)を使って施設改修し、クラブ数を増やした。若年者が増加している市としては大切な施策であり、所得段階制は考えていない。使用料については、国が示す基準により、サービスの充実と併せて応分の負担が必要と考えている。民間の児童クラブは補助基準内で運営されているが、実際どのような割合の運営になっているかは今後検証する。

◇合併協定で 6 年生までとしたのか。

⇒合併協定では 4 年生までであったが、市民要望により 6 年生まで拡大した。

◇利用者から質的改善点のアンケートを取り、改善策を把握した上で対策を立案しているのか。

⇒その通りである。保護者要望等も把握している。サービスに見合った使用料で

良いと聞いているおり、値上げを検討したいと考えている。

◇使用料を上げて、サービスを向上させてほしいという意見があるということか。

⇒夏休み期間の早期開設（午前8時）の要望がある。

◇市民に見える形で知らせているのか。

⇒市広報でお知らせしている。

【評価・まとめ】

◎裁決の結果、多数決により4番「市実施（改善）」となった。

内訳は、「市実施（改善）」5名、「市実施（民間委託）」2名であった。

4) 「障害福祉手当支給事業」

【事業説明】

資料1に基づき、社会福祉課担当者から、事業説明を受けた。

【質疑・議論】

◇市の制度は国制度の上乗せであると考えている。国制度には所得制限があるが、市制度にはない。高額所得者も支給を受けることになれば制度的に齟齬が生じないか。

⇒市としては別の事業として位置付けている。国で（仮称）障害者総合福祉法が検討されていることから、制度設計を待って見直しを進めたいと考えている。

◇合併協定や国の制度見直しの中、結論が出ているという感じである。これ以上のことはないのではないか。

⇒平成18年に障害者自立支援法が施行され、一律1割の負担といった厳しい制度になった。合併後4年を迎えることから一定の見直しは必要かと思うが、平成25年8月の国の制度設計に合わせて検討することとし、平成23・24年度は現行どおり実施したいと考えている。

◇国の状況を踏まえて、新制度の具体案はあるのか。多くの福祉施策を実施しているが、ニーズの高いものは積極的に進めるとともに、ニーズの低いものはスクラップアンドビルド方式により横断的に進めるべきだと考えるが如何か。

⇒合併協定があるからといって何が何でも継続する考えはない。アンケート調査

も実施し、ニーズを把握する中で障害者の基本計画や福祉計画を策定した。国の制度設計により一定の方向が出た時点で見直しを進める。

◇ニーズの低いものを減らす考え方からのアプローチを期待するが、その点はどうか。

⇒国において障害者施策全般の見直しが進められており、それを踏まえて全般的な見直しを進める。

◇合併協定には金額の明示があるのか。

⇒旧木津町の要綱で実施することになっており、金額の明示があったと認識している。

【評価・まとめ】

◆広く薄く実施されているこの事業は国制度の補完的事業として認識しており、段階的に早く廃止していただきたい。

◆国の制度設計まであまり時間がない。昭和46年から実施されている事業だが、どのような役割を担ってきたのか再検討され、次への移行を考えていただきたい。

◆城陽市では既に廃止していることから段階的にコストダウンしていただきたい。

◎裁決の結果、裁決の結果、多数決により6番「市実施（現行どおり）」となった。

内訳は、「不要」1名、「市実施（改善）」2名、「市実施（現行どおり）」4名であった。

5) 「山の家運営管理事業」

【事業説明】

資料1に基づき、社会教育課長から、事業説明を受けた。

【質疑・議論】

◇大規模改修は必ず、京都府が実施するのか。指定管理ができるのか。

⇒大規模改修は府が実施する。以前、浄化槽を改修していただいた実績がある。

指定管理は、府内で無償貸与を受けている施設で実例がある。

◇利用者を増加させるためのPR策はあるのか。地デジ対応テレビ購入等の設備面での充実度はどうか。

⇒府のホームページに山の家の案内を掲載するとともに、昨年度にパンフレットを作成した。地デジ対応は昨年度に実施している。

◇平成 21 年度における市内の保育園や小学校の利用が、それぞれ1団体のみである。市内にもっとPRできないのか。

⇒市内へも啓発していく。プラネタリウムが隣接していることから、それらを活用して利用者を増やしたいと考えている。

◇目的や趣旨は理解できるが、立地条件、交通便利、景観が良くない。修繕費も必要となる。市内宿泊利用者が1日0.9人しかない。厳しい財政状況の中で運営していく必要があるのか。府がお荷物を市に負担させているように見える。思い切って結論を出す時期ではないか。

⇒加茂町時代に府の青少年施設として町と府が協議してこの地に立地したものである。自然体験学習の場として整備され、社会体育の場としても利用している。市の責務は、小修繕を実施して施設環境を整えることである。府のお荷物ではなく、府が進めた青少年事業を加茂町が引き受けたものである。府としても青少年健全育成支援のあり方検討プランの中で、山の家の魅力を市町村と連携して進めることとなっている。

◇本体工事は府が持つとのことだが、大規模改修にはどれ位の予算が必要か。山の家の利用がジリ貧になっている。民間手法を使っても、どれ位がなされるのか心配だ。かなりのPRが必要になる。

⇒大規模改修は府と協議・調整することになっている。現在のところはないが、段差解消等の改修は必要と考えている。平成 21 年度はエアコンの修理や畳の張替え等で約 40 万円を支出している。今後もこれ位の修繕費用は必要であると考えている。幅広い利用を進めるため、多様な利用形態を構築したい。キャンプの取り組みやテニスの交流会等は実施している。

◇平成 22 年度の上半期は昨年と比較して、宿泊と日帰りですれ位増えているのか。

⇒宿泊者数は昨年 1,075 人であったものが、本年8月までで692人となっている。

平城遷都 1300 年祭の影響が考えられるが、来年度においても国民文化祭が開催されることから期待できる。

◇京都府の施設でも木津川市が指定管理者制度を採用できるのか。

⇒京都府に確認したところ、市町村の判断で出来るとの回答を得ている。市条例の整備をすれば出来る。

◇所有者と利用者が異なるのに、利用者が指定管理者にまた貸しする形になる。

また、大規模修繕は府となっている。このような状態で応募があるのかといった問題もある。

⇒例規の整備等の手続きは必要である。加茂町時代に給食サービスが撤退されたというような状況もあることから、応募者があるのかということは検討課題である。

◇宿泊施設は府のもので、グラウンドは市のものか。

⇒山の家本体は府の所有であり、それ以外のテニスコート等周辺施設は市のものである。

◆事故が起こった時の整理が難しいかもしれない。

◇事業費の推移を見る限り改善が見えない。民間企業では経費が横ばいまたは増加するとするどい指摘がある。具体的な改善策を出すべきだ。企業や国では健康保険施設を売却している例が多くなっている。改善策がないなら値上げも考えてはどうか。

⇒体験学習の事業を進め、利用拡大を図っていく。利用料金は青少年施設としての料金である。施設運営は、嘱託職員や臨時職員で実施するとともに修繕費を極力抑えるように努めており、今後もコスト縮減を念頭に運営していく。

【評価・まとめ】

◎裁決の結果、多数決により 4 番「市実施（改善）」となった。

内訳は、「民間」1名、「国・府」2名、「市実施（改善）」4名であった。

（2）その他

◎ 次回第 13 回委員会の開催日については、「平成 23 年 5 月中下旬あたり」で開催し、議題については「行財政改革行動計画（アクションプラン）の平成 22

	年度末の進捗状況」とすることを確認した。
その他特記事項	特になし